

五島市子どもの貧困対策推進計画

令和4年1月

五 島 市

目次

第1章 計画策定の趣旨

| | |
|----------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の推進及び進捗管理等 | 2 |

第2章 子どもの貧困の現状等（長崎県子どもの生活に関する実態調査）

| | |
|-------------------------|---|
| 1 調査の趣旨と目的 | 3 |
| 2 アンケート調査結果の概要 | 3 |
| 3 アンケート調査の結果から見える傾向 | 5 |
| 4 報告書による結果の主な内容・調査結果の分析 | 8 |

第3章 計画の理念・基本方針・重点施策・目標値

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画の理念 | 9 |
| 2 計画の基本方針 | 9 |
| 3 取組の内容（重点施策） | 9 |
| 1) 教育の支援 | 9 |
| 2) 生活の安定に資するための支援 | 11 |
| 3) 保護者に対する就労の支援 | 12 |
| 4) 経済的支援 | 12 |
| 5) 連携体制の構築 | 13 |
| 4 目標値 | 14 |

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に講ずべき施策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。

さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

こうした中、本市では子どもの貧困対策を総合的に推進するために、五島市子どもの貧困対策推進計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「長崎県子どもの貧困対策推進計画」の趣旨を勘案して策定するものです。また、「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」及び「五島市地域福祉計画」を上位計画とし、計画の推進に当たっては、関連する本市の計画との連携・整合性を図ります。

3 計画期間

この計画は令和3年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする4年間とします。ただし、法律や大綱、社会環境の変化、上位計画である市総合計画及び五島市地域福祉計画の策定等の状況により、必要な見直しを行います。

4 計画の進捗及び進捗管理等

計画の進捗に当たっては、「五島市要保護児童対策地域連絡協議会及びいじめ問題対策連絡協議会」等において、関連施策・事業の内容や取組状況、課題の共有化を図り、子どもの貧困対策を全庁的な取組として実施していきます。

また、学校、家庭、地域社会という様々な場面で発生する困難な状況を解決していくためには、行政だけでなく、地域活動している人たちが手を取り合い、子どもやその家族に寄り添いながら横断的に連携・協働した取組が必要となります。

取組を実施していくため、家庭、関係行政機関、企業や地域住民など関係者が協力関係を構築し、実効性のある施策展開を目指します。

本計画に掲げた施策・事業の実施状況や成果については、長崎県子どもの生活実態調査のデータを確認しながら、指標の改善状況や取組の進捗状況を検証し、結果について、子どもや子育てに関わる人たちからの意見聴取などを行うとともに、社会経済状況など環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を図り、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。

第2章 五島市の子どもたちの貧困の現状等

子どもたちの貧困率

長崎県子どもたちの生活に関する実態調査にかかる五島市の分析について

1 調査の趣旨と目的

県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもたちの貧困対策等を推進するため、小値賀町を除く県内20市町で「長崎県子どもたちの生活に関する実態調査」を実施しました。今回の調査は、子どもたちの生活状況や意識などを把握するとともに、親の所得や世帯状況などが、子どもたちの生活状況等にどう影響するかなど、親子間の関連について調査したものです。

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査対象

市内から抽出した小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者

(2) 調査期間

平成30年11月22日～12月5日 (14日間)

(3) 配布数と有効回収数

| 対 象 | | 五島市 | | | 長崎県全体 | | |
|-------|-----|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
| | | 配布数 | 有効回収数 | 回収率 | 配布数 | 有効回収数 | 回収率 |
| 小学5年生 | 保護者 | 226 | 223 | 98.7% | 4,665 | 4,496 | 96.4% |
| | 子ども | 226 | 222 | 98.2% | 4,665 | 4,504 | 96.5% |
| 中学2年生 | 保護者 | 215 | 205 | 95.3% | 4,664 | 4,443 | 95.3% |
| | 子ども | 215 | 205 | 95.3% | 4,664 | 4,447 | 95.3% |
| 合 計 | | 882 | 855 | 96.9% | 18,658 | 17,890 | 95.9% |

(4) 相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入(貧困線)を設定しています。算定につきましては、回答結果より「世帯の人員数」と「調査前年の世帯収入合計金額」を基に行っています。

算出の結果、長崎県の貧困線は97.2万円となっており、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数369件のうち52件で、回答者全体に占める割合は14.1%となっています。

【相対的貧困世帯の状況（全体）】

| | 有効回答数 | I層 (97.2万円以上) | II層 (97.2万円未満) | 今回の調査による貧困率 |
|-------|-------|------------------|-------------------|-------------|
| 長崎県全体 | 7,662 | 6,802 | 860 | 11.2% |
| 五島市 | 369 | 317 | 52 | 14.1% |

ア. 所得階層による世帯数と割合

※（ ）内は長崎県全体の数値

| 世帯の呼称（等価可処分所得の範囲） | 世帯数 | 割合 |
|----------------------|------------|----------------|
| 世帯区分1（97.2万円以上）（I層） | 317（6,802） | 85.9%（88.8%） |
| 世帯区分2（97.2万円未満）（II層） | 52（860） | 14.1%（11.2%） |
| 小計 | 369（7,662） | 100.0%（100.0%） |
| 不明 | 58（1,277） | — |
| 合計 | 427（8,939） | — |

《所得階層による世帯の定義について》

- ① 世帯の人数と世帯全員の収入を合わせた手取額（収入から税や保険料を支払った後の額/2017年の1年間）に関する設問により、当該世帯の等価可処分所得（世帯年収を世帯人員の平方根で除した額）を算定します。
- ② 上記①で算定した等価可処分所得が、等価可処分所得の中央値の半分の値である97.2万円以上となる世帯の呼称を「世帯区分1（I層）」とします。等価可処分所得が97.2万円未満となる世帯の呼称を「世帯区分2（II層）」とします。
- ③ なお、ここで求めた所得階層区分の割合と、厚生労働省発表の子どもの貧困率とは、調査対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、正確に比較できません。（平成28年調査による国の貧困線122万円、貧困率13.9%）
- ④ 「不明」は分析に必要な該当設問に無回答の世帯であり、割合は無回答を除いて算出しています。

イ. 家族形態による世帯数と割合

※（ ）内は長崎県全体の数値

| 世帯の呼称 | 世帯数 | 割合 |
|-------------|------------|----------------|
| ひとり親世帯（A層） | 77（1,385） | 18.7%（15.8%） |
| 非ひとり親世帯（B層） | 335（7,398） | 81.3%（84.2%） |
| 小計 | 412（8,783） | 100.0%（100.0%） |
| 不明 | 15（156） | — |
| 合計 | 427（8,939） | — |

《家族形態による世帯の定義について》

- ① 世帯人員の設問により、子どもと同居している親が母親または父親の一方だけと判断できる世帯の呼称を「ひとり親世帯（A層）」とします。
- ② 同様の判断により、子どもと両親が同居している世帯の呼称を「非ひとり親世帯（B層）」とします。
- ③ 「不明」は分析に必要な該当設問に無回答の世帯であり、割合は無回答を除いて算出しています。

3 アンケート調査の結果から見える傾向

各設問項目で、所得階層区分中、Ⅰ層（可処分所得以上）とⅡ層（可処分所得未満）及び家族形態区分中、A層（ひとり親）とB層（非ひとり親）を比較し回答第1位に差異がみられるものを下記に列挙する。

○小5 保護者

（問）放課後から夕食までの間、子どもは主に誰と過ごしているか。

（1位の回答）97.2万以上世帯：母親 62.7%
 97.2万未満世帯：兄弟姉妹 55.2%
 ひとり親世帯：兄弟姉妹 53.7%
 非ひとり親世帯：母親 66.9%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）では放課後、母親と過ごす割合が少ない。

（問）子どもにどの学校まで進学してほしいか。

（1位の回答）97.2万以上世帯：大学まで 54.2%
 97.2万未満世帯：高校まで 34.5%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）はⅠ層（以上世帯）に比べて、子どもに大学まで進学してほしいと希望する割合が低い。

（問）子どもがあなたの希望どおり進学できそうだと思うか。

（1位の回答）97.2万以上世帯：そう思う 65.7%
 97.2万未満世帯：わからない 41.4%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）はⅠ層（以上世帯）に比べて、子どもが希望どおりに進学できそうだと思う割合が低い。

（問）子どもを塾などに通わせていない理由。

（1位の回答）97.2万以上世帯：スポーツやクラブ活動で多忙 20.2%
 97.2万未満世帯：通わせたいが月謝が負担 56.5%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）はⅠ層（以上世帯）に比べて、月謝が負担となり子どもを塾に通わせていない割合が高い。

（問）就業形態（母親）

（1位の回答）97.2万以上世帯：就労（正社員、正規職員） 39.8%
 97.2万未満世帯：就労（パート、非正規職員） 65.5%
 ひとり親世帯：（正社員、正規職員） 41.5%
 非ひとり親世帯：（パート、非正規職員） 39.4%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）の母親の就業形態は、パート、非正規職員の割合が高い。

（問）前年の世帯全員の手取り額

（1位の回答）ひとり親世帯：100～150万未満 22.0%
 非ひとり親世帯：450～500万未満 12.6%

(問) 経済的理由により、直近1年間でどのような経験をしたか。

- (1位の回答) 97.2万以上世帯：家族旅行を控えた 30.7%
97.2万未満世帯：食費を切り詰めた 44.8%

(問) 経済的理由により、直近1年間で子どもが希望したにも関わらず、どのような経験をしたか。

- (1位の回答) 97.2万以上世帯：お小遣いをわたせなかった 6.6%
97.2万未満世帯：習い事に通えなかった 37.9%
ひとり親世帯：習い事に通えなかった 19.5%
非ひとり親世帯：お小遣いをわたせなかった 7.4%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）は子どもを経済的理由により習い事に通わせられなかった経験をした割合が高い。

(問) 家庭の現在の暮らしをどのように感じているか。

- (1位の回答) 97.2万以上世帯：普通 50.6%
97.2万未満世帯：やや苦しい 44.8%
ひとり親世帯：やや苦しい 43.9%
非ひとり親世帯：普通 50.9%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）のは、現在の暮らしを、やや苦しいと感じている割合が高い。

○小5 子ども

(問) 地域のスポーツクラブや学校の部活動に加入しているか。

- (1位の回答) 97.2万以上世帯：加入している 69.1%
97.2万未満世帯：加入していない 51.7%
ひとり親世帯：加入していない 55.0%
非ひとり親世帯：加入している 72.0%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）の子どもは、それぞれ、Ⅰ層（以上世帯）及びB層（非ひとり親世帯）と比べて、クラブや部活動に参加している割合が低い。

(問) 学校が終わってから夕食までの間、主に誰と過ごすか。

- (1位の回答) ひとり親世帯：兄弟姉妹 50.0%
非ひとり親世帯：母親 66.9%

【傾向】A層（ひとり親世帯）の子どもは、B層（非ひとり親世帯）に比べて、学校が終わって夕食までの間、母親以外と過ごす割合が高い。

○中2 保護者

(問) 放課後から夕食までの間、子どもは主に誰と過ごすか。

- (1位の回答) ひとり親世帯：兄弟姉妹 47.2%
非ひとり親世帯：母親 73.8%

【傾向】A層（ひとり親世帯）の子どもは、B層（非ひとり親世帯）に比べて、学校が終わって夕食までの間、母親以外と過ごす割合が高い。

(問) 子どもにどの学校まで進学してほしいか。

(1位の回答) 97.2万以上世帯：大学まで 56.3%

97.2万未満世帯：高校まで 47.8%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）はⅠ層（以上世帯）に比べて、子どもに大学まで進学してほしいと希望する割合が低い。

(問) 就業形態（母親）

(1位の回答) 97.2万以上世帯：就労（正社員、正規職員） 41.3%

97.2万未満世帯：就労（パート、非正規職員） 65.2%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）及びA層（ひとり親世帯）の母親の就業形態は、パート、非正規職員の割合が高い。

(問) 前年の世帯全員の手取り額

(1位の回答) ひとり親世帯：200～250万未満 19.4%

非ひとり親世帯：350～400万未満 10.6%

(問) 経済的理由により、直近1年間で子どもが希望したにも関わらず、どのような経験をしたか。

(1位の回答) ひとり親世帯：必要な服を買えなかった 25.0%

非ひとり親世帯：お小遣いをわたせなかった 9.4%

(問) 家庭の現在の暮らしをどのように感じているか。

(1位の回答) 97.2万以上世帯：普通 52.0%

97.2万未満世帯：やや苦しい 39.1%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）の保護者は、現在の暮らしを、やや苦しいと感じている割合が高い。

(問) 通常の家計の状況に、最も近いものはどれか。

(1位の回答) 97.2万以上世帯：赤字でも黒字でもない 46.7%

97.2万未満世帯：赤字であり借金をして生活している 43.5%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）では、通常の家計の状況で、赤字であり借金している割合が高い。

(問) あなたの気持ち（自分の将来に希望を持っている）

(1位の回答) ひとり親世帯：どちらと言えばあてはまらない 47.1%

非ひとり親世帯：どちらかと言えばあてはまる 51.3%

【傾向】A層（ひとり親世帯）の保護者は、自分の将来に希望を持っている割合が低い。

○中2 子ども

(問) 将来どの学校まで進学したいか。

(1位の回答) 97.2万以上世帯：大学まで 53.6%

97.2万未満世帯：高校まで 31.8%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）の子どもは、Ⅰ層（以上世帯）に比べて、将来大学まで進学したいと思う割合が低い。

(問) 学校が終わってから夕食までの間、主に誰と過ごすか。

(1位の回答) 97.2 万以上世帯：母親 70.9%

97.2 万未満世帯：兄弟姉妹 50.0%

【傾向】Ⅱ層（未満世帯）の子どもは、Ⅰ層（以上世帯）に比べて、学校が終わって夕食までの間、母親以外と過ごす割合が高い。

4 「長崎県子どもの生活に関する実態調査」報告書による結果

(1) 子どもの生活実態調査結果の主な内容

※ () 内は長崎県全体の数値

| 質問内容 | 貧困線以上の収入世帯 | 貧困線未満の収入世帯 | ひとり親世帯 | 両親がいる世帯 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①医療機関を受診させられなかった経験がある (小5) | 0.6% (3.5%) | 13.8% (13.3%) | 12.2% (8.1%) | 0.6% (3.9%) |
| ②習い事に通わせられなかった経験がある (中2) | 6.7% (9.2%) | 8.7% (24.3%) | 5.6% (15.3%) | 6.3% (9.3%) |
| ③子どもだけで夜間に留守番をさせたことがある (小5) | 8.4% (10.0%) | 6.9% (13.1%) | 12.2% (15.6%) | 5.7% (9.1%) |
| ④勉強がわかる (中2) | 86.8% (77.9%) | 59.2% (66.2%) | 77.1% (69.5%) | 82.5% (77.8%) |
| ⑤勉強やスポーツなどをがんばりたい (小5) | 92.7% (91.6%) | 89.7% (85.2%) | 90.0% (87.7%) | 92.6% (91.4%) |
| ⑥自分には良いところがある (小5) | 79.4% (72.8%) | 65.5% (65.4%) | 70.0% (67.5%) | 77.7% (72.8%) |

(2) 調査結果の分析

ア. 経済状況

手当や援助などの支援制度を知らない世帯が一定数存在しており、利用可能な制度があるにもかかわらず利用までに至っていない世帯がいる可能性が考えられる。

イ. 生活環境

規則的な生活習慣が身につけていないことにより、子どもの健康や学力にも差が生じることが考えられる。

ウ. 教育環境

家庭環境により子どもが希望する学校段階（学歴）に影響が見られることがうかがえる。また、所属階層や家族形態により子どもの学習機会や理解度に差が生じていることがうかがえる。

エ. 社会環境

所得段階や家族形態により、社会的孤立（社会関係に希薄化）に差が生じていることがうかがえる。

オ. 心身への影響

所得階層や家族形態により、子どもの向上心やチャレンジ精神、自己否定感において差が生じていることがうかがえる。

第3章 計画の理念・基本方針・重点施策・目標値

1 計画の理念

すべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

2 計画の基本方針

- 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す。
- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

3 取組の内容（重点施策）

1) 教育の支援

「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善を図ります。

【学校プラットフォーム】

学校を、子どもの貧困をはじめとする様々な課題の発見から支援まで立ち向かえるための基盤（＝プラットフォーム）として位置付けていく考え方

① 学校教育の充実

| 施策 | 内容 |
|--------------|--|
| 教職員に対する啓発 | 子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置づけや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。 |
| キャリア教育に関する学習 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 乳幼児・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携 | 保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。 |
|-------------------------|--|

② 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

| 施策 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 専門職の力を活用した相談体制の充実 | 学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。 |
| 学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等との連携 | 貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、社会福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。 |

③ 地域の人材を活用した学びの場づくり

| 施策 | 内容 |
|----------|---|
| 多世代交流の推進 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |

④ 就学前教育・保育の充実

| 施策 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 就学前児童・保育の質の向上 | 幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。 |
| 多様化するニーズに応じた保育サービスの実施 | 子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。 |

⑤ 就学支援の充実

| 施策 | 内容 |
|------------|---|
| 就学援助の周知の充実 | 就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。 |

2) 生活の安定に資するための支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供をはかるとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目ない支援を実施します。

① 子どもたちの居場所づくり

| 施策 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容充実 | 発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。 |
| 多世代交流の推進【再掲】 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |
| 親子で過ごせる居場所づくり | 親子が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。 |

② 子どもの健康・生活への支援

| 施策 | 内容 |
|------------------|--|
| 子どもの発育・発達の支援 | すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査など母子保健施策の取り組みを推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。 |
| 成長・発達段階に応じた食育の推進 | 乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。 |

③ 子どもの将来に向けた支援の充実

| 施策 | 内容 |
|------------------|--|
| キャリア教育に関する学習【再掲】 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |

| | |
|----------|---|
| 職場体験の推進 | 働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に職場体験を実施します。 |
| 子どもの就労支援 | すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談などいつ用に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。 |

④ 保護者の健康確保

| 施策 | 内容 |
|------------------|--|
| 保護者の健康面に対する専門的対応 | 保護者が健康診断やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。 |

⑤ 暮らしへの支援

| 施策 | 内容 |
|----------------------|--|
| 保護者が抱える様々な問題に対する相談業務 | 保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じ、必要に応じて、関係機関へつなぎます。また、養育上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、家事支援・育児支援を実施します。 |

3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

① 保護者の就労支援

| 施策 | 内容 |
|--------------|--|
| 保護者の就労支援 | ハローワークや県と連携し、求人に関する情報提供、就職相談などを行います。 |
| ひとり親家庭等の自立支援 | ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための情報提供及び支援を行います。 |

4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

① 生活を支える経済的な支援

| 施策 | 内容 |
|--------------------|---|
| 児童扶養手当の支給 | 法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。 |
| 相談体制の充実や情報提供 | 母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。 |
| 母子及び父子並びに寡婦家庭医療費助成 | 母子及び父子並びに寡婦世帯に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。) また、制度の周知徹底を図ります。 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 | 法に基づく福祉資金の貸付を行います。 |
| 母子及び父子自立支援給付金事業 | 母子家庭の母、父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。 |
| 母子・父子・寡婦団体の支援 | 母子・父子・寡婦世帯の福祉の増進と自立支援をめざした活動を支援します。 |

5) 連携体制の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

① 相談体制の整備・充実

| 施策 | 内容 |
|---------------|---|
| 総合的な児童虐待防止の推進 | 要保護児童対策地域協議会を中心に、学校、民生児童委員、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者と連携を強化するとともに、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。 |
| 妊娠期から切れ目のない支援 | 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援に努めます。 |
| 相談・対応体制の充実 | 相談を適切な対応に結びつけるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。 |

4 目標値

本計画の実効性や施策効果を確認するため、子どもの貧困に関する目標値を設定します。各指標の目標を達成するために、取り組みを推進していきます。

| No. | 指標 | 現行値 | 目標値 |
|-----|------------------------------|--|--------------|
| 1 | 生活困窮世帯子ども学習支援事業（利用件数） | 令和2年度 109件 | 200件 |
| 2 | 生活保護世帯に属する子どもの進学率（高等学校等・大学等） | 令和2年度 高等学校4件 100% 大学1件 33% | 100% 33% |
| 3 | ひとり親家庭の親の正規職員・従業員の割合 | 令和2年度 58.9% | 現行値改善 |
| 4 | 生活困窮者自立相談支援事業相談件数（新規） | 令和2年度 82件 | 90件 |
| 5 | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 | 令和2年度 小 86.1% 中 77.6% | 90% |
| 6 | 給付型奨学金の受給者数（年間） | 令和2年度 4人 | 5人 (100%) |

五島市子どもの貧困対策推進計画

令和4年1月

発行 長崎県五島市
企画・編集 五島市福祉保健部社会福祉課こども家庭未来班

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
TEL (0959) 72-6117
FAX (0959) 72-6881
